







### 町北村合併の前後

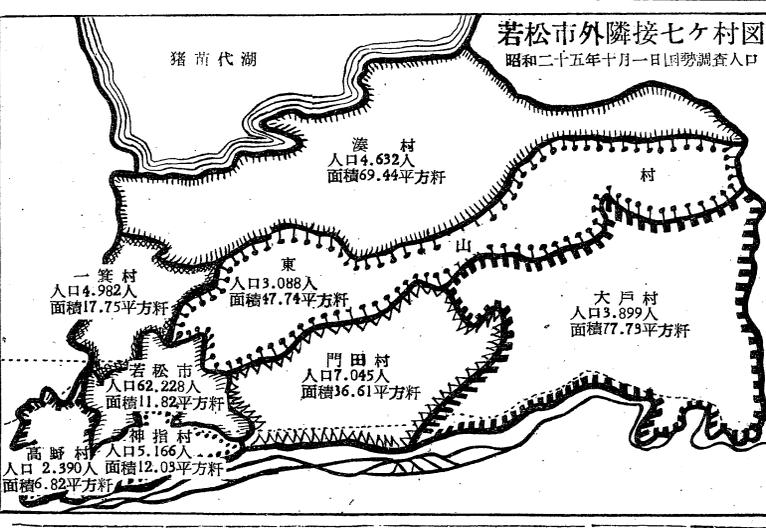
#### 全国屈指の人口密度

当市が隣接村合併に際し、町の合併を見るに及ぶたわ現在までいかに足跡を刻み進んで来たかについて申上げて見ませう。

### 全体計画案をめぐって

#### 五ヶ村案

当初この全体計画案によれば、若松市の合併対象村として一箕、高野、神指の全村と門田村の一部及び東山村の一部と云う案であったが、



各種委員会の設置  
従つて合併促進連絡委員会に於てこの七ヶ村案を推進せしめることになったわけでありませう。

近接村合併特別委員会の設置  
引続き細部に亘り検討が加えられ、本問題に関する答申書を作成し市長に提出されたのであります。

七ヶ村案  
しかし一方荒瀬村は昨年荒井村と併内村とが合併して誕生した許りで、

九ヶ村案  
そこで県では五ヶ村案を修正して前記五ヶ村に、大戸、荒瀬、川南の四ヶ村を加えた九ヶ村案が若松市に合併してはどうかと云う第二案を作成し、市及び各町より五名の委員を

項目	基本方針内容
一、新市の名称	1 合併対象村名 2 合併の形式 3 合併の時期 4 新市建設の基 本方針
二、市役所及び村役場の統合整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
三、市役所及び村役場の統合整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
四、議会の組織	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
五、小、中学校整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
六、その他の教育文化施設の整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
七、消防の統合整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
八、消防団組織の統合整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
九、授産施設、保育所、児童福祉施設	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一〇、道路、橋、交通網の整備	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一一、水道事業	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一二、その他の公営企業	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一三、開田、開畑、灌漑、排水施設	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一四、農業経営の改善	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一五、法令に基づく各種委員会	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一六、職員の定数	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一七、特別職の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一八、退職者の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
一九、法令に基づく各種委員会	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二〇、職員の定数	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二一、特別職の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二二、退職者の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二三、法令に基づく各種委員会	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二四、職員の定数	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二五、特別職の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二六、退職者の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二七、法令に基づく各種委員会	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二八、職員の定数	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
二九、特別職の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う
三十、退職者の措置	1 市議会の議員を選挙する選挙区 域はこれを設けず大選挙区とする 2 市議会の位置は従前通りとする 3 児童の増加と教育施設改善のため 全般的に校舎の増改築建設計画 を樹立し、もつて施設の合理化 と内容の充実を図る 4 小、中学校の通学区域は原則として 従来の通りとするが、原則と 宜変更を行う

（3）ガス事業は工業振興策に益する点も大きいため財力の充実を計画し文化的市民生活の向上を図る。

